

異議申立書

平成 23 年 10 月 11 日

豊川市 監査委員 様

異議申立人 倉橋 英樹

下記のとおり異議申立する。

記

1、 意義申立人の住所、氏名および年齢

住所 〒441 - 0321 豊川市御津町広石広国49番地1

氏名 倉橋 英樹

2、 異議申立てに係る処分

・平成 23 年 9 月 29 日付でなされた公文書の公開資料(豊監第 600 号)の不足分について

3、 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成 23 年 10 月 4 日

4、 異議申立の趣旨

・異議申立に係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。

5、 異議申立の理由

・異議申立に係る処分は、次の理由で違法である。

平成 23 年 9 月 14 日に出された豊監第 560 号「住民監査請求にかかる監査結果について」の 6 ページには、印刷業者 8 社に公費負担の請求内容(内訳)を文書で問い合わせたとして、「その回答によれば、ポスター作製費の請求内容(内訳)は、多少の違いはあるものの主体は企画費、写真撮影費、デザイン料、製版代、校正費、用紙代、印刷費及び消費税などとなっており、ポスター作製費以外の金額は一切認められない」と書かれている。

しかし、本件に置いて開示された豊監第「560号」住民監査請求の監査において取得した資料一切の中で、ナチュラルスタイル及び森田印刷所の調査票は「企画費、写真撮影代などの内訳」が一切示されておらず、他の資料からも読み取れない。また、有限会社着々、株式会社エクスラージの2社においては内訳の金額が記入されていない。

上記4社の調査票のみで豊川市監査委員が適正な公費請求か否かの判断はできないはずである。適法であったとするなら、その判断材料となった情報が各調査票又はその他の資料で提出されているはずである。

豊監第「560号」住民監査請求の監査結果を信用するなら、各業者の請求内訳及びその金額が分かる文書が存在するのは当然であり、これを隠すのは何らかの証拠隠しをしているとしか思えない。

以上のとおり、本件で存在するはずの文書を開示しなかったのは違法であるから、直ちに該当資料を開示すべきである。

6、実施機関の教示

本件一部非公開決定の通知書によって「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊川市長に対して異議申立をすることができます」との教示をうけた。